

大田区特別区税条例等の一部改正（案）概要

地方税法等の改正に伴い、大田区特別区税条例等を以下のとおり改正する。

1 ひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等

条例	改正の概要	施行日
17条 所得控除 23条 区民税の申告 平成30年条例 第36号の一部改正（17条）	<p>婚姻歴の有無を問わず適用される「ひとり親控除」を新設し、現行の寡婦（寡夫）控除と共に見直し・再編を行なう。</p> <p>見直し後の寡婦控除・ひとり親控除について、一律に所得制限を設け、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする。</p> <p>【ひとり親控除の適用要件】 上記条件を満たす、「現に婚姻していない」又は「配偶者が生死不明」の者で、同一生計の子を有する者</p>	令和3年 1月1日
10条 区民税の非課税の範囲 24条の2 区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書 24条の3 区民税に係る公的年金受給者の扶養親族申告書 令和元年条例第5号の一部改正（10条・改正付則）	<p>上記の改正に伴い、昨年創設した「単身児童扶養者」について「ひとり親」に再編する。</p> <p>これに伴い、個人住民税の非課税措置について、下記のとおり見直す。</p> <p>【改正前】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 障がい者・未成年者・寡婦・寡夫・<u>単身児童扶養者</u> <p>【改正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 障がい者・未成年者・寡婦・<u>ひとり親</u> <p>また、給与所得者・公的年金受給者の扶養親族申告書について、「単身児童扶養者」についての文言を削除する。</p>	10条 令和3年 1月1日 24条の2 24条の3 公布の日

2 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

条例	改正の概要	施行日										
49条 たばこ税の課税標準	<p>1本あたり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、重量比例課税から本数課税方式へ見直す。</p> <p>ただし、令和2年10月からの1年間においては経過措置を講じ、最低税率を段階的に引き上げる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">葉巻たばこ</td> <td>1グラム未満</td> <td rowspan="2">重量比例課税</td> <td>本数課税</td> </tr> <tr> <td>1グラム以上</td> <td>重量比例課税</td> </tr> </tbody> </table>			現行	改正案	葉巻たばこ	1グラム未満	重量比例課税	本数課税	1グラム以上	重量比例課税	経過措置 令和2年 10月1日 経過措置終了 令和3年 10月1日
		現行	改正案									
葉巻たばこ	1グラム未満	重量比例課税	本数課税									
	1グラム以上		重量比例課税									

3 輸出等に係るたばこ税の課税免除手続きの簡素化

条例	改正の概要	施行日
51 条 たばこ税の課税免除 51 条の3 たばこ税の申告納付 の手続き	輸出等に係るたばこ税の課税免除について、下記の場合に限り、 免除事由の証拠書類の保存を前提に、申告書への当該書類の添付 を不要とする。 ・製造たばこの本邦からの輸出又は輸入の目的で行われる輸出業 者に対する売渡し ・本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に船用品又 は機用品として積み込むための製造たばこの売渡し	公布の日

4 課税の特例規定の延長

条例	改正の概要	施行日
付則4 条 肉用牛の売却による 事業所得に係る区民 税の課税の特例	一定の肉用牛の売却に係る事業所得については、令和3年まで 住民税の所得割を課さないこととする課税の特例について、その 適用期限を3年延長し、令和6年度までとする。	公布の日
付則11 条 優良住宅地の造成等 のために土地等を譲 渡した場合の長期譲 渡所得に係る区民税 の課税の特例	優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合における長期 譲渡所得の課税の特例について、その適用期限を3年延長し、令和 5年度までとする。	公布の日

5 規定の整備

条例	改正の概要	施行日
付則2 条の2 延滞金の割合等の特 例	租税特別措置法の改正に伴う規定の整備	令和3年 1月1日
付則10 条 長期譲渡所得に係る 区民税の課税の特例 付則11 条 優良住宅地の造成等 のために土地等を譲 渡した場合の長期譲 渡所得に係る区民税 の課税の特例	低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例 創設に伴う規定の整備	令和3年 1月1日

6 軽自動車税（環境性能割）の臨時的軽減措置の延長

条例	改正の概要	施行日
付則5条の3 軽自動車税の環境性能割の非課税	軽自動車税（環境性能割）の臨時的軽減措置について、6か月間延長する。	公布の日

7 徴収猶予の特例

条例	改正の概要	施行日
付則19条 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続き等	新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続きについて、従前の徴収猶予規定を準用する。	公布の日

8 寄附金税額控除の特例

条例	改正の概要	施行日
付則20条 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例	新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため文化芸術・スポーツイベントの中止等の対応を行なった主催者に対し、チケットを購入した観客がその払い戻しを辞退した場合、寄附したものとみなして控除の対象とする。	令和3年1月1日

9 住宅借入金等特別税額控除の特例

条例	改正の概要	施行日
付則21条 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例	住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合でも、住宅取得契約を行っている等の要件を満たしていれば、特例措置の対象とする。	令和3年1月1日

<<<新旧対照表>>>

○大田区特別区税条例等

例規集P1486～

新	旧
大田区特別区税条例等の一部改正	大田区特別区税条例等の一部改正
<p>【第1条による改正】 大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）の一部改正</p> <p>第1条から第9条まで（略） （区民税の非課税の範囲）</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては、区民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定によつて課する所得割（以下「分離課税にかかる所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>（2）障害者、未成年者、寡婦又は<u>ひとり親</u>（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>----- ----- ----- -----</p> <p style="text-align: center;">注1 平成30年6月29日条例第36号により、平成33年1月1日から施行</p> <p style="text-align: center;">第10条第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。</p> <p>----- ----- ----- -----</p> <p style="text-align: center;">注2 令和元年6月27日条例第</p>	<p>【第1条による改正】 大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）の一部改正</p> <p>第1条から第9条まで（略） （区民税の非課税の範囲）</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては、区民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定によつて課する所得割（以下「分離課税にかかる所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>（2）障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>----- ----- ----- -----</p> <p style="text-align: center;">注1 平成30年6月29日条例第36号により、平成33年1月1日から施行</p> <p style="text-align: center;">第10条第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。</p> <p>----- ----- ----- -----</p> <p style="text-align: center;">注2 令和元年6月27日条例第</p>

新	旧
<p>5号により、令和3年1月1日から施行</p> <p>第10条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</p>	<p>5号により、令和3年1月1日から施行</p> <p>第10条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</p>
<p>-----</p> <p>-----</p>	<p>-----</p> <p>-----</p>
<p>第11条から第16条まで（略） （所得控除）</p> <p>第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれか又は同条第2項に掲げる者に該当する場合においては、同条第1項から第12項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<u>寡婦控除額、ひとり親控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>	<p>第11条から第16条まで（略） （所得控除）</p> <p>第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれか又は同条第2項に掲げる者に該当する場合においては、同条第1項から第12項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、<u>寡婦（寡夫）控除額</u>、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>
<p>-----</p> <p>-----</p>	<p>-----</p> <p>-----</p>
<p>注 平成30年6月29日条例第36号により、平成33年1月1日から施行</p> <p>第17条中「又は同条第2項に掲げる者に該当する場合においては、同条第1項から第12項まで」を「に掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項まで」に改め、「、扶養控除額又は基礎控除額を」を「又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれ」に改める。</p>	<p>注 平成30年6月29日条例第36号により、平成33年1月1日から施行</p> <p>第17条中「又は同条第2項に掲げる者に該当する場合においては、同条第1項から第12項まで」を「に掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項まで」に改め、「、扶養控除額又は基礎控除額を」を「又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれ」に改める。</p>
<p>-----</p> <p>-----</p>	<p>-----</p> <p>-----</p>
<p>第18条から第22条まで（略） （区民税の申告）</p> <p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の</p>	<p>第18条から第22条まで（略） （区民税の申告）</p> <p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の</p>

新	旧
<p>支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第19条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 から 8 まで（略）</p> <p>第24条（略）</p> <p>（区民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該給与支払者の氏名又は名称 (2) 扶養親族の氏名</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>(3)</u> その他施行規則で定める事項</p> <p>2 から 5 まで（略）</p> <p>（区民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養</u></p>	<p>支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第19条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 から 8 まで（略）</p> <p>第24条（略）</p> <p>（区民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該給与支払者の氏名又は名称 (2) 扶養親族の氏名</p> <p><u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4)</u> その他施行規則で定める事項</p> <p>2 から 5 まで（略）</p> <p>（区民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養</u></p>

新	旧																								
<p><u>親族申告書</u>)</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者</p> <p>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 扶養親族の氏名</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3)</u> その他施行規則で定める事項 2から5まで（略）</p> <p>第25条から第48条の2まで（略） （たばこ税の課税標準）</p> <p>第49条（略）</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。<u>ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</u></p>	<p><u>親族等申告書</u>)</p> <p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者<u>若しくは単身児童扶養者である者</u>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 扶養親族の氏名 <u>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> (4) その他施行規則で定める事項</p> <p>2から5まで（略）</p> <p>第25条から第48条の2まで（略） （たばこ税の課税標準）</p> <p>第49条（略）</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 喫煙用の製造たばこ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 葉巻たばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>イ パイプたばこ</td> <td>1グラム</td> </tr> <tr> <td>ウ 刻みたばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> <tr> <td>2 かみ用の製造たばこ</td> <td>2グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア 葉巻たばこ	1グラム	イ パイプたばこ	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2 かみ用の製造たばこ	2グラム
区分	重量																								
1 喫煙用の製造たばこ																									
ア 葉巻たばこ	1グラム																								
イ パイプたばこ	1グラム																								
ウ 刻みたばこ	2グラム																								
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																								
区分	重量																								
1 喫煙用の製造たばこ																									
ア 葉巻たばこ	1グラム																								
イ パイプたばこ	1グラム																								
ウ 刻みたばこ	2グラム																								
2 かみ用の製造たばこ	2グラム																								

新		旧	
3	かぎ用の製造たばこ	2	グラム
3	(略)	3	(略)
4	第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ <u>(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)</u> の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	4	第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ <u>この重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第47条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u>
5	から10まで (略)	5	から10まで (略)
第50条	(略)	第50条	(略)
	(たばこ税の課税免除)		(たばこ税の課税免除)
第51条	(略)	第51条	(略)
<u>2</u>	<u>前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第51条の3第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。</u>	<u>2</u>	<u>前項</u> <u>この規定は、卸売販売業者等が区長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。</u>
<u>3</u>	<u>第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が区長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。</u>	<u>3</u>	<u>(略)</u>
<u>4</u>	(略)	第51条の2	(略)
第51条の2	(略)	第51条の2	(略)
	(たばこ税の申告納付の手続)		(たばこ税の申告納付の手続)
第51条の3	前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免	第51条の3	前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第51条第1項の規定により免

新	旧
<p>除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第51条第3項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2から5まで（略） 第51条の4から第66条まで（略）</p> <p>付 則 第1条及び第2条（略） （延滞金の割合等の特例）</p> <p>第2条の2 当分の間、第8条、第31条第2項、第36条の12第2項、第36条の14第2項、第51条の3第5項及び第52条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____</p> <p>_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>第2条の2の2から第3条の6まで（略） （肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）</p> <p>第4条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条</p>	<p>除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を区長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第51条第2項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2から5まで（略） 第51条の4から第66条まで（略）</p> <p>付 則 第1条及び第2条（略） （延滞金の割合等の特例）</p> <p>第2条の2 当分の間、第8条、第31条第2項、第36条の12第2項、第36条の14第2項、第51条の3第5項及び第52条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）</u></p> <p>_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合に</u>_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合に</u>_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>第2条の2の2から第3条の6まで（略） （肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例）</p> <p>第4条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条</p>

新	旧
<p>の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>2 及び3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第11条 昭和63年度から 令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から 令和5年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から 第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4</p>	<p>の100分の3に相当する金額に相当する区民税の所得割を課する。</p> <p>2 及び3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p> <p>第11条 昭和63年度から 平成32年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から 平成32年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から 第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4</p>

新	旧
<p>から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>
<p>第11条の2から第18条まで（略） （新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）</p>	<p>第11条の2から第18条まで（略）</p>
<p><u>第19条 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u> （新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第20条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第19条の2の規定を適用する。</u> （新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第21条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p>	

新	旧
<p>第2条による改正 大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）の一部改正</p> <p>第1条から第48条の2まで（略） （たばこ税の課税標準）</p> <p>第49条（略）</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>1グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの<u>1本</u>に換算するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">（略）</div> <p>3 から10まで（略） 付 則 第1条から第18条まで（略）</p>	<p>大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）の一部改正</p> <p>第1条から第48条の2まで（略） （たばこ税の課税標準）</p> <p>第49条（略）</p> <p>2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>0.7グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの<u>0.7本</u>に換算するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">（略）</div> <p>3 から10まで（略） 付 則 第1条から第18条まで（略）</p>
<p>第3条による改正 大田区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第36号）の一部改正</p> <p>第1条から第16条まで（略） （所得控除）</p> <p>第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれか又は同条第2項に掲げる者に該当する場合においては、同条第1項から第12項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>注 平成30年6月29日条例第36号により、平成33年1月1日から施行</p>	<p>第3条による改正 大田区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第36号）の一部改正</p> <p>第1条から第16条まで（略） （所得控除）</p> <p>第17条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれか又は同条第2項に掲げる者に該当する場合においては、同条第1項から第12項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>注 平成30年6月29日条例第36号により、平成33年1月1日から施行</p>

新	旧
<p>第17条中「又は同条第2項に掲げる者に該当する場合には、同条第1項から第12項まで」を「<u>に掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項まで</u>」に改め、「<u>、扶養控除額又は基礎控除額を</u>」を「<u>又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれ</u>」に改める。</p> <p>-----</p> <p>第18条から第66条まで（略） 付 則【制定付則】 第1条から第18条まで（略）</p>	<p>第17条中「又は同条第2項に掲げる者に該当する場合には、同条第1項から第12項まで」を「<u>に掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項まで</u>」に改め、「<u>、扶養控除額又は基礎控除額を</u>」を「<u>又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれ</u>」に改める。</p> <p>-----</p> <p>第18条から第66条まで（略） 付 則【制定付則】 第1条から第18条まで（略）</p>
<p>第4条による改正 大田区特別区税条例等の一部を改正する条例(令和元年条例第5号)の一部改正</p> <p>第1条から第9条まで（略） （区民税の非課税の範囲）</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては、区民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定によつて課する所得割（以下「分離課税にかかる所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>（2）障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>-----</p> <p>注2 令和元年6月27日条例第5号により、令和3年1月1日から施行</p>	<p>第4条による改正 大田区特別区税条例等の一部を改正する条例(令和元年条例第5号)の一部改正</p> <p>第1条から第9条まで（略） （区民税の非課税の範囲）</p> <p>第10条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては、区民税（第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定によつて課する所得割（以下「分離課税にかかる所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>（2）障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>-----</p> <p>注2 令和元年6月27日条例第5号により、令和3年1月1日から施行</p>

新	旧
<p>----- ----- -----</p> <p>第11条から第66条まで（現行のとおり） 付 則【制定付則】 第1条から第18条まで（現行のとおり） 付 則（令和元年6月27日条例第5号）【改正付則】 （施行期日） 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）及び（2）（略） <u>（3） 削除</u></p> <p>（4） 第3条 _____ _____及び付則第6条の規定 令和 3年4月1日</p> <p>第2条（略） <u>第3条 削除</u></p> <p>第4条から第6条まで（略）</p>	<p><u>第10条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u></p> <p>----- ----- -----</p> <p>第11条から第66条まで（現行のとおり） 付 則【制定付則】 第1条から第18条まで（現行のとおり） 付 則（令和元年6月27日条例第5号）【改正付則】 （施行期日） 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）及び（2）（略） <u>（3） 第3条中大田区特別区税条例第10条の改正規定及び付則第3条の規定 令和3年1月1日</u></p> <p>（4） 第3条 <u>（前号に掲げる改正規定を除く。）</u>及び付則第6条の規定 令和 3年4月1日</p> <p>第2条（略） <u>第3条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の大田区特別区税条例第10条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の区民税について適用し、令和2年度分までの区民税については、なお従前の例による。</u></p> <p>第4条から第6条まで（略）</p>
<p><u>付 則【今回の改正付則】</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>（1） 第1条中大田区特別区税条例第49条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに付則第4条の規定 令和2年10月1日</u></p> <p><u>（2） 第1条中大田区特別区税条例第10条第1項第2号、第17条及び第23条第1項ただし書の改正規定、同条例付則第2条の2、第10条第1項及び第11条第3項の改正規定並びに同条例付則第18条の次に3条を加える改正規定（付則第19条に係る部分を除く。）並びに次条並びに付則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日</u></p> <p><u>（3） 第2条の改正規定及び付則第5条の規定 令和3年10月1日</u></p>	

新	旧
<p><u>(延滞金に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 第1条の規定による改正後の大田区特別区税条例(以下「新条例」という。)</u> <u>付則第2条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(区民税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中区民税に関する部分(付則第19条に係る部分を除く。)</u>は、令和2年度以後の年度分の区民税について適用し、令和元年度分までの区民税については、なお従前の例による。</p> <p><u>2 新条例第10条第1項(第2号に係る部分に限る。)</u>、<u>第17条及び第23条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の区民税について適用し、令和2年度分までの区民税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 令和3年度分の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第23条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)</u>第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)<u>又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第9条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)</u>」とする。</p> <p><u>4 新条例第24条の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)</u>以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。</p> <p><u>5 新条例第24条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)</u>について提出する新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用する。</p> <p><u>(たばこ税に関する経過措置)</u></p>	

新	旧
<p><u>第4条 付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>第5条 付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。</u></p>	